

## 成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

### 1. 業務名称

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務

### 2. 業務目的

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務（以下、本業務という）は、成田市の文化施設を取り巻く背景を踏まえ、芸術・文化活動の拠点施設である文化会館に求められている機能や目指すべき方向性を整理し、再整備基本構想としてまとめるため、本仕様書に基づき、必要な支援等を実施するものとする。

### 3. 委託内容

#### (1) 仕様

別紙「成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

#### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月末日まで

#### (3) 提案の上限額

15,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4. 発注方法

本業務は、公募型プロポーザルにより受注者を決定することとし、公募型プロポーザルは本募集要項及び「成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施することとする。

### 5. スケジュール

募集から優先交渉権者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

令和6年 4月11日（木）	募集要項の公表
4月12日（金）から 4月17日（水）午後5時必着	質問受付期間
4月19日（金）（予定）	質問回答書の公表
4月12日（金）から 4月25日（木）午後5時必着	参加表明書等の提出期間
5月1日（水）	第一次審査結果通知発送
5月 7日（火）から 20日（月）午後5時必着	企画提案書等の受付期間

5月下旬	第二次審査（プレゼンテーション）
6月上旬（予定）	第二次審査の結果通知

## 6. プロポーザル提案者の参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) プロポーザルの参加募集開始の日までに令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「測量」部門に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者ではなく、プロポーザルの参加募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者ではないこと。
- (5) プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日施行）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (6) 平成26年度以降に官公庁が発注したホールを有する施設の整備又は再整備に関するコンサルタント業務について元受けとして受注し完了した実績を有する者。

## 7. 参加表明手続

事業者は、参加申請書類等を提出することで本件プロポーザルへの参加表明を行ったものとする。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人の概要（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）契約書写し添付
- ④ 配置予定技術者調書（様式4）資格証明書写し添付

※①から④の順序でインデックスを付けること。

### (2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部とし、正本のみ押印すること）

### (3) 受付期間

令和6年4月12日（金）から4月25日（木）まで

※受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。なお、いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。

### (4) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町760番地  
成田市役所 シティプロモーション部 文化国際課 文化振興係（市役所4階）  
電話番号：0476-20-1534（直通） 担当：山倉、高木

（5）提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限るものとし、表面に「成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託 応募書類在中」と朱書きのうえ、令和6年4月25日（木）午後5時必着とする。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

（6）参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年4月25日（木）午後5時までに事務局あてに参加辞退届（様式7）を提出すること。

（7）注意事項

参加表明書等の作成及び提出にかかる費用については提案者の負担とする。

8. 質問の受付及び回答

本件プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。

（1）質問方法

別紙質問書（様式5）を記入した上で、電子メールアドレスに送信するものとする。

（2）電子メールアドレス

bunkoku@city.narita.chiba.jp

（3）電子メールの件名

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル質問書（法人名）

（4）質問受付期間

令和6年4月12日（金）から4月17日（水）午後5時まで

（5）質問の回答

令和6年4月19日（金）に成田市ホームページに掲載することにより回答する。

9. 第一次審査の実施（提案者の選定）

以下のとおり、第一次審査を実施する。

（1）審査方法

選定審査委員は、参加表明書提出の際に提出された法人の概要（様式2）、業務実績調書（様式3）、配置予定技術者調書（様式4）の書類について審査を行う。

（2）審査結果

審査結果については、後日郵送で通知する。なお、結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

## 10. 企画提案書の提出

第二次審査の提案者に選定された者は、以下のとおり企画提案書を提出するものとする。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（様式6）

用紙はA4版横書きで片面10枚まで（表紙を除く。A3折込の場合は2ページカウントとする）とし、文字は明朝体で11ポイント以上（図表は除く）とする。

また、企画提案書本文には提案者が特定できる表記及びマーク、社章等は記入しないこととする。

#### ② 業務実施体制表（任意様式）

#### ③ 業務工程表（任意様式）

#### ④ 見積書（任意様式・内訳書添付）

※①から④の順序でインデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じること。

### (2) 提出部数

10部（正本1部、副本9とし、正本のみ押印すること）

### (3) 受付期間

令和6年5月7日（火）から5月20日（月）

※受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。

### (4) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町760番地

成田市役所 シティプロモーション部 文化国際課 文化振興係（市役所4階）

電話番号：0476-20-1534（直通） 担当：山倉、高木

### (5) 提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限るものとし、表面に「成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託 応募書類在中」と朱書きのうえ、令和6年5月20日（月）午後5時必着とする。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

### (6) 提出されたプロポーザルに係る資料に関する留意事項

① 提出されたプロポーザルに係る資料は、返却しない。

② プロポーザルに係る資料の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

③ 提出されたプロポーザルに係る資料は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

④ 提出されたプロポーザルに係る資料は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することができる。

⑤ 前号により提出されたプロポーザルに係る資料を公表する場合は、その写しを作成し使用することができる。

## (7) 提案の無効

下記の場合、提出された提案については無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合。
- ② 参加資格を満たさない者から提出された場合。
- ③ 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をした場合。
- ④ 提案に対して談合などの不正行為があった場合。
- ⑤ 提案者が他人の提案を代理した場合。
- ⑥ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をした場合。
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ⑧ その他、発注者が予め指示した事項に違反したとき、または、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 1 1. 第二次審査の実施

以下のとおり、第二次審査を実施する。

### (1) 日程

令和6年5月下旬

※審査時間については別途連絡する。

### (2) 実施場所

成田市役所

※審査場所の詳細は別途連絡する。

### (3) 審査方法

第二次審査は、プレゼンテーション審査により実施する。プレゼンテーションについては、説明20分、委員会からの質疑応答等10分、合計30分以内とし、評価基準に基づき点数評価し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者とする。ただし、審査の結果において、第二次審査の合計点が総評価得点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

### (4) 出席者等

3名以内。なお、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。説明は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

### (5) 機器等

スクリーン、プロジェクター、接続用HDMIは会場に用意するが、PC、その他必要機器については、各提案者が用意するものとする。

### (6) 評価基準

別紙1「成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価表」のと

おりとする。

#### (7) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に後日郵送で通知する。通知する内容は、当該提案者に関する結果のみとする。また、成田市ホームページにおいて選定結果及び優先交渉権者の事業者名等を公表する。なお、審査結果についての質問及び異議等は受け付けないものとする。

#### (8) 受注者の決定

市と、優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき協議を行い、協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行う。

なお、協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。

### 12. プロポーザルの変更・中止

本市の都合又はプロポーザルを公平に執行することができないと認めるときその他やむを得ない事情により、要項のとおり実施することができないときは、プロポーザルを変更又は中止する場合がある。その場合において、提案者は、応募に関する一切の経費を市に請求できないものとし、異議申し立てをすることもできないものとする。

### 13. 事務局連絡先

〒286-8585 成田市花崎町760 番地

成田市役所 シティプロモーション部 文化国際課 文化振興係（市役所4階）

電話番号：0476-20-1534（直通）

電子メールアドレス：bunkoku@city.narita.chiba.jp

## 別紙1

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価表

区分	評価項目	着眼点	配点	
第二次審査	1	プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●説明がわかりやすく、質疑に対する応答が迅速・明確か。</li> <li>●知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか。</li> <li>●業務内容、業務背景、手続きをよく理解し、積極性が見られるか。</li> </ul>	10
	2	本業務を行うにあたっての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本業務の目的及び内容への理解度が高く、仕様書の内容を踏まえた基本的な考え方、取組み方針が的確であるか。</li> </ul>	10
	3	業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や関係者の意見を取り入れるための具体的な提案がなされているか。</li> <li>●市民の関心を高めるための効果的な提案がなされているか。</li> </ul>	15
	4	本市の現状の理解と施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の現状や他の施設の設置状況を把握した上で、再整備を行う施設の目指すべき方向性を導き出すための具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	15
	5	業務の実施工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっており、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。</li> </ul>	10
	6	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去の同種業務の実績の内容及び件数</li> <li>●配置予定技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容</li> </ul>	10
	7	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。</li> </ul>	10
	8	独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の提案者と比較して、独自性の高い提案がされているか。</li> </ul>	10
	9	見積もりの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見積りの内容が明確かつ妥当なものか。</li> <li>●価格点の採点方法に基づく評価</li> </ul>	10
合計（100点）				